

新ぬまづの宝 100 選広報物制作業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

「ぬまづの宝 100 選」(以下「100 選」という。)は、本市の豊かな自然、歴史、産業、文化など魅力ある地域資源を市民自らの手で掘り起こし、その中から特に本市の個性と魅力を表現するものを、市民による投票や選定委員会による選定作業を経て、平成 23 年 9 月に決定したものである。

その後、アニメやフェンシングなど新たな取組みが生まれている反面、中止となったイベントなどもあることから、時代に即した新たな魅力を反映させるため、令和 5 年度の市制施行 100 周年に合わせて、「100 選」の改選作業を行い、新たな「100 選」を決定し、市制 100 周年記念イベントの中で一般公表する。

新たな「100 選」の魅力をより強力に、かつ分かりやすく伝えるため、それに係る広報物の企画やデザインには創意工夫や専門知識が必要となる。

そのため、業務の遂行に当たって、地域の魅力の発信に関して十分な経験とノウハウが求められるとともに、新たな視点や明快な解説、企画やデザインについても高度かつ洗練された提案を必要とするため、プロポーザル方式(※)により契約候補者を選定する。

この要領は、「新ぬまづの宝 100 選広報物制作業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 業務名 | 新ぬまづの宝 100 選広報物制作業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「新ぬまづの宝 100 選広報物制作業務委託公募仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和 5 年 10 月 31 日まで |
| (4) 契約金額 | 契約上限額 2,187,000 円(消費税及び地方消費税を含む) |

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市企画部広報課(〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号 沼津市役所内)

担当 鈴木、遠藤

電話 055-934-4839 FAX 055-935-1560

E-mail kouhou@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。
なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 過去 5 年間に於いて国及び地方公共団体の同種業務受託実績を有しない者

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和 5 年 2 月 10 日(金) 通知及びホームページに掲載
2	質問受付	令和 5 年 2 月 13 日(月) から 令和 5 年 2 月 16 日(木) 17 時までに電子メール、 または FAX で
3	質問回答	令和 5 年 2 月 17 日(金) 17 時までにホームページ に掲載
4	参加申込書及び企画提案書等の提出	令和 5 年 2 月 20 日(月) から 令和 5 年 3 月 3 日(金) 17 時必着
5	選考会（書類選考）	令和 5 年 3 月 14 日(火)（予定）
6	選定結果の通知	令和 5 年 3 月 15 日(水) 15 時までに電子メールで
7	契約締結	令和 5 年 4 月 3 日（月）（予定）

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX 等（様式任意）により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX 番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込及び企画提案書等の提出

本手続きは、参加申込及び企画提案書等を同時に提出するものである。

(1) 提出期間

令和5年2月20日(月)から令和5年3月3日(金)17時まで。(必着)

(2) 提出方法

以下の書類を「(1) 提出期間」の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、「(3) 提出書類」のうち、④～⑦は不要である。

提出にかかる様式等については、沼津市ホームページからダウンロードすること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届(様式3)を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

(3) 提出書類

① 参加申込書及び企画提案書提出届 (様式1)

② 同種業務実績表 (様式2)

記載した業務のうち代表する業務の一つは、内容が確認できる資料(契約書・仕様書等の写し・作成したパンフレット等の成果物)を添付

③ 会社概要 (様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可)

④ 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)

⑤ 登記簿謄本(申込日から3カ月以内に発行されたもの)

- ・法人登記している事業者は履歴事項全部証明書の写し
- ・個人事業主の場合は、代表者身分証明書の写し

⑥ 財務諸表(直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」)

⑦ 納税証明書(申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。)

ア. 沼津市法人市民税納税証明書(最新の事業年度のもの)

イ. 沼津市固定資産税納税証明書(令和4年度のもの)

ウ. 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)

- ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
- ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

⑧ 見積書(様式自由、押印不要)

⑨ 企画提案書(様式自由)

⑩ 工程表(様式5)

⑪ 実施体制調書(様式6)

- (4) 提出部数・企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）
企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
- ・「(3) 提出書類」のうち、①～⑧は各1部提出する。
 - ・「(3) 提出書類」のうち、⑨～⑪については、すべて自社名を入れないこと。
(入っている場合は受け付けない)
 - ・「(3) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、⑨～⑪については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部（本書1部+写し5部）提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。
- (5) その他、注意事項
- ① 企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き10ページ以内で作成し、下記の項目を必ず記載すること。
 - ア. PR冊子2種のコンセプト案及びその理由
 - イ. PR冊子2種のページ数
 - ウ. PR冊子2種の構成案
 - エ. ノベルティ2種のデザイン案
 - ② 見やすいもの、わかりやすいものとする。特に制作手順やスケジュールは、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
 - ③ 本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした企画提案に努めること。
 - ④ 見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。また、宛名は「沼津市長」とすること。
 - ⑤ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

8 提案する内容

別紙「新ぬまづの宝100選広報物制作業務委託 公募仕様書」の業務内容に示す部分について、提案を行うこと。

なお、新たに決定する「100選」については、契約締結後に契約者へのみ示すため、提案時においては、既存の素材等を活用しながら、要領及び公募仕様書に沿って提案すること。

9 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類の内容を基に、「新ぬまづの宝100選広報物制作業務委託契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、契約候補者を選定する。ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

10 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

(1) 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- ① 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ③ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

(2) 沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかったとき

本プロポーザルにかかる契約は、令和5年度予算成立をもって締結が可能になる。

沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合は、契約を取りやめる。また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する可能性があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

以上

別表 評価項目

審査項目		評価基準	配点	合計 配点	
企画 提案 力	P R 冊 子 に つ い て	共通事項	・100選の魅力を十分に伝えられる企画、構成、デザインとなっているか。	10	70
			・ガイドマップと100選マスターの内容が分かりやすく盛り込まれているか。	15	
			・新たに選定された宝が、既存項目より目立つようなレイアウトとなっているか。	5	
	一般向け用冊子について	・独自性のある新たな視点や発想、明解な解説で、幅広い世代に訴求できるような内容となっているか。	15		
	ジュニア版冊子について	・小学生にとって、学習に利用しやすく、かつぬまづの宝100選の解説が理解しやすい工夫がされているか。	15		
	ノベルティについて	・PR冊子と統一感があり、見た人が「100選」と印象に残るようなデザインが提案されているか。	10		
業務 遂 行 能 力	同種業務の実績	・同種業務の実績又はそれに準ずる実績が十分にあるか。	10	30	
	実施体制	・配置予定者の専門性は十分なものか。 ・本業務が円滑に進められる体制が整っているか。	10		
	実施工程	・計画的なスケジュールかつ、実現性のある事業計画となっているか。	10		
合計			100		

ただし、合計点数の平均が60点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。